

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

身の丈を

スター精密会長の佐藤肇氏は、「規模を追わず身の丈を考慮」という父親の教を大切にしている。工作機械の世界では、受注が減ると値下げによって売上げを確保しようとしがちだが、それでは、市況が回復しても値段が中々元に戻らず、結局は苦勞することになる。氏は、リーマンショック後、「売上げを落とせ」と指示し、余分な在庫を減らすことに注力した。翌年度は黒字、リストラもしなかった。売上高や利益は経営の目的ではなくあくまでも手段です。大事なことはいかに会社にキャッシュを残しておくか。規模では超一流企業に敵わないまでも、ボーナスなら経営次第で何とかなる、と。日経ビジネス所載。

ヒント

税務 ミニガイド

平成29年度税制改正により、役員の定期同額給与について、定期給与の各支給時期における支給額から源泉税、社会保険料の額等を控除した金額（手取額）が同額である場合には、当該定期給与の当該各支給時期における支給額は、同額であるものとみなすこととされました。



志賀草津道路(群馬)

小川秀一/オアシス

耐震改修・一般断熱改修 に係る特別控除の改正

□耐震改修に係る特別控除

個人が、平成26年4月1日から平成33年12月31日までの間に、居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）の耐震改修をした場合には、その年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額（耐震改修工事限度額を超える場合には、耐震改修工事限度額）の10パーセントに相当する金額を控除することとされています。

□改正内容1

個人が、対象住宅耐震改修と併せてその所有する居住用の家屋について、耐久性向上改修工事等（構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための改修工事）をして、平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、その居住の用に供した年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が250万円を超える場合には、250万円）の10パーセントに相当する金額を控除することとされました。

□一般断熱改修に係る特別控除

個人が、居住用の家屋について、一般断熱改修工事等（断熱改修標準的費用額が50万円を超えるものに限り）をして、平成26年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、居住の用に供した年分の所得税の額から、断熱改修標準的費用額（断熱改修工事限度額を超える場合には、断熱改修工事限度額）の10パーセントに相当する金額を控除することとされています。

□改正内容2

個人が、対象一般断熱改修工事等と併せてその所有する居住用の家屋について対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、その居住の用に供した年分の所得税の額から、断熱改修標準的費



- 「瓜食めば子等思ほゆ、栗食めばまして偲ばゆ」山上憶良の歌です。この瓜は胡瓜のことです。胡瓜は中国から日本に伝わりましたが、中国には、漢の時代に西域さいいき、胡この国から渡りました。胡とは夷えひす、すなわち異民族の意です。隋の時代に黄瓜と名前が変わります。時の帝みかどが胡の国の人であったため、胡の字を避けたものです。当時の胡瓜は完熟した黄色が重宝でした。



用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（合計額が250万円を超える場合には、250万円）の10パーセントに相当する金額を控除することとされました。

なお、対象一般断熱改修工事等として太陽光を電気に変換する設備の取替え又は取付けに係る工事を行う場合にあっては、限度額は350万円となります。

□改正内容3

個人が、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修と併せてその所有する居住用の家屋について、対象耐久性向上改修工事等をして、平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、その居住の用に供した年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（合計額が500万円を超える場合には、500万円）の10パーセントに相当する金額を控除することとされました。

なお、対象一般断熱改修工事等として太陽光を電気に変換する設備の取替え又は取付けに係る工事を行う場合にあっては、限度額は600万円となります。

養子縁組の メリット・デメリット

平成29年1月末日に、相続税の節税目的の孫との養子縁組が有効かどうかの注目すべき判断が下されました。節税上のメリットはあるものの、他の面で、慎重な決断が求められます。

(1)税のメリット

相続税の計算では、基礎控除額の計算式、生命保険金や死亡退職金の非課税限度額、相続税の総額の計算などで、法定相続人の数に関係してきます。但し、法定相続人の中に養子がいる場合は、実子がいるケースでは1人まで、実子がいないケースでは2人まで法定相続人の数に含めることができます。

一方、相続税の計算では「2割加算」という制度があります。すなわち、被相続人の一親等の血族と配偶者以外の者の相続税額は100分の20に相当する金額が加算されます。

(2)養子縁組のデメリット

第1に養子縁組で相続人が増加したことで、遺産分割協議がスムーズにゆかないおそれがあります。第2に普通養子縁組では、実の親からと養親の双方から相続財産を受ける権利が生ずると裏腹に、双方への扶養義務も果たさなければなりません。第3に養子縁組の取り消しの問題です。養子縁組後に養親と養子の関係悪化により縁組を解消しようとしても原則お互いの合意がないと簡単にはできません。

(3)最高裁判所の今回の判断

「相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1項にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない」との判決を下し、養子縁組を有効としています。但し、相続税の**不当減少**が認められるケースでは、養子の数を相続人の数に算入しないことも有り得るとされていますので、留意が必要です。

ナマの税務相談室

Q 今日、お忙しいところ済みません。実は、友人の甲さんが所有する相続による取得土地が、

道路に接していないために算段したことについて、付随する税務上の問題についてご相談に上がりました。

A いわゆる無道路地ですね。建築基準法43条に建築物の道路接道規定があり、家が建築できません。

Q そこで、隣の地主乙さんに公道までの道を作って頂き、その土地を市に寄付して頂き、その見返りに1,500万円を支払いました。その結果を受けて、このたび甲さんが親から相続した土地を7,000万円で売却しました。質問したいのはその1,500万円の取り扱いです。

A 道路に接していないいわゆる無道路地の場合、甲さんの宅地は住宅用地としての価値が低いので譲渡もままならず、1,500万円を投資して、結果的に譲渡がスムーズにゆき売買

無道路地の問題

価格が上昇したわけですね。この1,500万円は所得税法33条3項に規定する資産の譲渡に要した費用に該当いたします。

Q それでは、乙さんの市に対する道路用地の寄付行為の取り扱いの課税関係はどうなりますか。

A 先ほどお答えした通り、この道路用地の譲渡は乙さんが甲さんに対する譲渡として分離課税の長期譲渡所得課税として考えるのが筋でしょう。

Q この甲さんの相続土地の譲渡は長期譲渡所得になるのですか。

A 相続により資産を取得した場合、その資産の取得時期や取得価格はその相続に係る被相続人の取得時期及び取得価格を引き継ぎます。(所得税法60条1項参照)

Q 色々ご指導いただきまして、有難うございました。

ナマの税務相談室

6月30日に買い 7月1日に売ると

ブロックチェーンという分散台帳を実現する技術は、仮想通貨の基幹技術で、2008年10月にその理論が公表提唱されて以後、システムの開発、実用化がはじまったものです。通貨発行主体の存在しない無政府性の斬新さから世界的に急速なスピードで普及し、各国通貨とも交換可能になっており、世界的にはその種類は600以上あり、ビットコインはその代表で、時価総額は2兆円を超えて、仮想通貨全体の7割を占めています。

昨年の今頃までは、政府の見解は、ビットコインには強制通用力がなく、取引の相手方が受け容れる限りで対価として利用可能なものなので、当然「貨幣」には該当せ

ず、有価証券でもなく、消費税法上特に規定がないので、モノの売買として課税対象となる、と言っていました。

ところが、昨年の通常国会の終盤で資金決済法の改正があり、「仮想通貨」の定義がなされ、他の支払手段と同様のものであることが規定されました。金融庁はITと金融を融合した新たな金融「フィンテック」の発展につながる可能性を見すえながら、安価な決済手段として期待されて市場が膨らんできている実態に伴う資金洗浄対策などの法規制に乗り出したわけです。

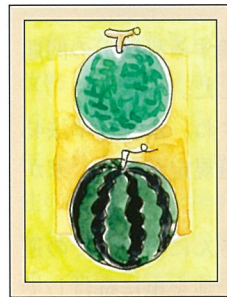
これを承けて今年度の税制改正で消費税法施行令が改正され、仮想通貨を現金や小切手に類する支払手段の仲

間に含めるとの規定にしました。この改正政令の施行日は、平成29年7月1日です。

6月30日までに買った仮想通貨は、モノの購入扱いなので課税仕入です。それを6月末までに代金の決済として使用したら、代金についての代物弁済として課税売上となります。7月1日以降に代金決済に使用したら、カード決済と同じ扱いになり、実質的には消費税課税対象外取引になります。

そうなると、6月30日に仮想通貨108万円を手に入れて、翌日使用したら、1日で8万円の消費税節税ができてしまいます。しかし、値動きのリスクが大きく、原理的にも流通量に限界があり、多額な取引を容易に行える市場が存在しない、ことなどから億単位で実行することを防ぐような特別に大した規制を法律に設けませんでした。

8月。海へ、山へ。
暑さを吹き飛ばす夏の祭りや納涼イベントが各地で行われています。海辺で子供たちは西瓜割り、眺める大人たちはビールに枝豆。面白いことに歳時記では、西瓜割りは夏の季語ですが、西瓜は秋の季語です。また、ビールは夏の季語ですが、枝豆は秋の季語です。「ビアガーデン灯る病室の真向かいに 房子」
7日立秋、23日処暑。



文化は無からの創造ではなく、
伝統からの創造である。
過去を失うものは、
未来をも失う。

(評論家 加藤周一)

8月の税務メモ

(国税)

- 7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業者の消費税中間申告

10日

31日

〃
〃
〃
〃

(地方税)

- 7月分個人住民税特別徴収分の納付
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第1期分納付
- 個人住民税の普通徴収第2期分納付
- 個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。